

秋田県町村電算システム共同事業組合事務局設置規則

平成25年4月1日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田県町村電算システム共同事業組合事務局設置条例（平成25年秋田県町村電算システム共同事業組合条例第4号）に基づき、秋田県町村電算システム共同事業組合（以下「組合」という。）の事務を適正かつ効率的に遂行するため必要な組織に関して定めるものとする。

(設置)

第2条 組合事務局（以下「事務局」という。）の課は、次のとおりとする。

- (1) 総務課
- (2) 業務課

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務課

- ア 組合の条例及び規則等の制定、改廃に関すること。
- イ 組合の議会及び監査委員に関すること。
- ウ 組合の予算、決算に関すること。
- エ 事務局の職員の人事及び給与に関すること。
- オ 組合の経理及び財務に関すること。
- カ その他業務課の所管に属さない事項に関すること。

(2) 業務課

- ア 共同電算システムに関すること
- イ 共同電算システムにかかわるネットワークに関すること
- ウ 共同電算システムの契約に関すること
- エ 組合町村の負担金に関すること

(事務局の職制)

第3条 事務局に事務局長置き、事務局次長を置くことができる。

2 課に課長を置き、課長補佐を置くことができる。

3 会計事務を補助させるため、出納員その他の会計職員を置く。

(職務)

第4条 事務局長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を整理し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。

4 課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受け、課の事務を整理し、課長に事故あるとき又は課長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 事務局の出納員は、上司の命を受け会計事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受け会計事務に従事する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。